

議案第31号説明資料

令和8年6月2日

専決処分の承認を求めることについて
(大磯町町税条例の一部を改正する条例)

資料

改正概要	1
改正内容	1
新旧対照表	2～8

大磯町町税条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和8年度税制改正に係る地方税法等の一部を改正する法律（令和8年法律第2号）が、令和8年3月31日に公布されたことに伴い、大磯町町税条例の一部を改正し、法の施行日と同日付けの令和8年4月1日から施行するため、専決処分したものです。

2 改正内容

(1) 軽自動車税環境性能割の廃止に伴う規定の改正

(第8条・第26条～第32条・第48条・附則第10条～第15条関係)

国内自動車市場の活性化を速やかに図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担を軽減・簡素化するため、令和8年3月31日をもって、軽自動車税環境性能割が廃止されました。また、軽自動車税環境性能割の廃止に伴い、現行の「軽自動車税種別割」を「軽自動車税」とする所要の措置が講じられたため、関連する条例規定について、法改正に合わせた改正を行いました。

(2) 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）に関する規定の改正

(附則第16条関係)

一定の燃費基準を達成している軽自動車の普及促進を図る観点から、新規取得した翌年度の税率が軽減される「グリーン化特例」の措置が講じられています。

今回の法改正で、令和8年3月31日までの特例期限が2年延長されたことから、町税条例の関連する条例規定について、法改正に合わせた改正を行いました。

(3) 施行日

令和8年4月1日から施行しました。

大磯町町税条例 新旧対照表

改正案	現行
<p>目次 省略 第1章 総則 第1条～第7条の6 省略 (納税証明事項等) 第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>軽自動車税</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 省略 第2章 普通税 第1節・第2節 省略 第3節 軽自動車税 (<u>軽自動車税の課税免除</u>) 第26条 原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車(以下「<u>軽自動車等</u>」という。)のうち商品であつて使用しないものについては、<u>軽自動車税</u>を課さない。</p> <p>第26条の2 削除</p> <p>第26条の3 削除</p>	<p>目次 省略 第1章 総則 第1条～第7条の6 省略 (納税証明事項等) 第8条 地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。)第1条の9第2号に規定する条例で定める事項は、道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により<u>種別割</u>を滞納している場合においてその旨とする。</p> <p>2 省略 第2章 普通税 第1節・第2節 省略 第3節 軽自動車税 (<u>環境性能割の税率</u>) 第26条 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。 (1) <u>法第451条第1項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1</u> (2) <u>法第451条第2項(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2</u> (3) <u>法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3</u> (<u>環境性能割の申告納付</u>) 第26条の2 <u>環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を町長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。</u> 2 <u>3輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)</u>は、<u>法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を町長に提出しなければならない。</u> (<u>環境性能割の減免</u>) 第26条の3 <u>町長は、次に掲げる3輪以上の軽自動車のうち必要と認めるも</u></p>

改正案	現行
<p>第26条の4 削除</p> <p><u>(軽自動車税の税率)</u> 第27条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 省略</p> <p><u>(軽自動車税の納期)</u> 第28条 <u>軽自動車税</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 2 省略</p> <p><u>(軽自動車税に関する申告)</u></p>	<p>のに対し、<u>環境性能割を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>公益のため直接専用するものと認められるもの</u> (2) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し、歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有するもの（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</u> (3) <u>その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものであるもの</u> (4) <u>その他特別の理由があると認められるもの</u></p> <p>2 <u>前項第3号に規定する3輪以上の軽自動車について環境性能割の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該3輪以上の軽自動車の提示（町長が、当該3輪以上の軽自動車の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）をしなければならない。</u></p> <p>3 <u>第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による環境性能割の減免について準用する。</u> <u>(種別割の課税免除)</u></p> <p>第26条の4 <u>原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び2輪の小型自動車（以下「軽自動車等」という。）のうち商品であって使用しないものについては、種別割を課さない。</u> <u>(種別割の税率)</u></p> <p>第27条 次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(3) 省略</p> <p><u>(種別割の納期)</u></p> <p>第28条 <u>種別割</u>の納期は、5月1日から同月31日までとする。 2 省略</p> <p><u>(種別割に関する申告)</u></p>

改正案	現行
<p>第29条 軽自動車税の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略 <u>（軽自動車税に関する報告）</u></p>	<p>第29条 種別割の納税義務者である軽自動車等の所有者又は使用者（以下「軽自動車等の所有者等」という。）は、軽自動車等の所有者等となった日から15日以内に、軽自動車又は2輪の小型自動車の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の4の2様式による申告書を、原動機付自転車又は小型特殊自動車（以下「原動機付自転車等」という。）の所有者又は使用者にあつては施行規則第33号の5様式による申告書及びその者の住所を証明すべき書類を町長に提出しなければならない。</p> <p>2・3 省略 <u>（種別割に関する報告）</u></p>
<p>第30条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>軽自動車税</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p><u>（軽自動車税の減免）</u></p>	<p>第30条 法第444条第1項に規定する軽自動車等の売主は、町長から当該軽自動車等の買主の住所又は居所が不明であることを理由として請求があつた場合には、当該請求があつた日から15日以内に当該軽自動車等の買主の住所又は居所その他当該軽自動車等に対して課する<u>種別割</u>の賦課徴収に関し、町長が必要と認める事項を町長に報告しなければならない。</p> <p><u>（種別割の減免）</u></p>
<p>第31条 町長は、次に掲げる軽自動車等のうち必要と認めるものに対し、<u>軽自動車税を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>公益のため直接専用するものと認められるもの</u></p> <p>(2) <u>身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有するもの（身体障害者で年齢18歳未満のもの又は精神障害者と生計を一にする者が所有するものを含む。）で、当該身体障害者、当該身体障害者若しくは精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のために当該身体障害者等と生計を一にする者又は当該身体障害者等（身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。以下この号において同じ。）のために当該身体障害者等を常時介護する者が運転するもの（1台に限る。）</u></p> <p>(3) <u>その構造が専ら身体障害者等の利用に供するためのものであるもの</u></p> <p>(4) <u>その他特別の理由があると認められるもの</u></p> <p>2 前項第3号に規定する軽自動車等について軽自動車税の減免を受けようとする者は、町長に対して、当該軽自動車等の提示（町長が、当該軽自動車等の提示に代わると認める書類の提出がある場合には、当該書類の提出）</p>	<p>第31条 第26条の3の規定は、種別割の減免について準用する。この場合において、同条中「環境性能割」とあるのは「種別割」と、「3輪以上の軽自動車」とあるのは「軽自動車等」と読み替えるものとする。</p>

改正案	現行
<p>をしなければならない。</p> <p>3 第17条第2項及び第3項の規定は、第1項の規定による軽自動車税の減免について準用する。 (原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定によって、軽自動車税を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>この場合において、軽自動車税を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第2項ただし書又は法第445条の規定によって軽自動車税を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</u></p> <p>3～5 省略</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>軽自動車税</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第2項の標識の交付を受けた者は、その標識を損傷し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の損傷又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納付しなければならない。</p> <p>8 省略 第4節～第7節 省略 第3章・第4章 省略 第5章 罰則</p> <p>第47条 省略</p>	<p>(原動機付自転車等の標識の交付等)</p> <p>第32条 省略</p> <p>2 法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって、種別割を課することのできない原動機付自転車等の所有者又は使用者は、その主たる定置場が町内に所在することとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、標識交付申請書を提出し、かつ、当該原動機付自転車等の提示をして、その車体に取り付けるべき標識の交付を受けなければならない。<u>種別割を課されるべき原動機付自転車等が法第443条第3項ただし書又は法第445条の規定によって種別割を課されないこととなったときにおける当該原動機付自転車等の所有者又は使用者についても、同様とする。</u></p> <p>3～5 省略</p> <p>6 第2項の標識及び第3項の証明書の交付を受けた者は、当該原動機付自転車等の主たる定置場が町内に所在しないこととなったとき、当該原動機付自転車等を所有し、若しくは使用しないこととなったとき又は当該原動機付自転車等に対して<u>種別割</u>が課されることとなったときは、その理由が発生した日から15日以内に、町長に対し、その標識及び証明書を返納しなければならない。</p> <p>7 第1項又は第2項の標識を受けた者は、その標識を損傷し、若しくは亡失し、又は磨滅したときは、直ちに、その旨を町長に届け出て、その再交付を受けなければならない。この場合において、当該標識の損傷又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、弁償金として200円を納付しなければならない。</p> <p>8 省略 第4節～第7節 省略 第3章・第4章 省略 第5章 罰則</p> <p>第47条 省略</p>

改正案	現行										
<p>第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第13条第2項若しくは第3項、法第328条の7第1項、第24条、第24条の3又は第29条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 省略</p>	<p>第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 法第317条の2第1項若しくは第2項、第13条第2項若しくは第3項、法第328条の7第1項、第24条、第24条の3、第26条の2第1項又は第29条の規定によって提出すべき申告書を正当な理由がなくて提出しなかった者</p> <p>(3)～(5) 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第9条 省略</p>										
<p>第10条 削除</p>	<p>第10条 <u>軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第6条から第8条までの規定にかかわらず、神奈川県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の課税免除の特例)</u></p>										
<p>第11条 削除</p>	<p>第11条 <u>町長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、環境性能割を課さない。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)</u></p>										
<p>第12条 削除</p>	<p>第12条 <u>町長は、当分の間、第26条の3の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして町長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)</u></p>										
<p>第13条 削除</p>	<p>第13条 <u>第26条の2の規定による申告納付については、当分の間、同条中「町長」とあるのは、「神奈川県知事」とする。</u></p> <p><u>(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)</u></p>										
<p>第14条 削除</p>	<p>第14条 <u>営業用の3輪以上の軽自動車に対する第26条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1115 1310 2112 1426"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1115 1310 1451 1350">第1号</td> <td data-bbox="1451 1310 1787 1350">100分の1</td> <td data-bbox="1787 1310 2112 1350">100分の0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1350 1451 1390">第2号</td> <td data-bbox="1451 1350 1787 1390">100分の2</td> <td data-bbox="1787 1350 2112 1390">100分の1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 1390 1451 1426">第3号</td> <td data-bbox="1451 1390 1787 1426">100分の3</td> <td data-bbox="1787 1390 2112 1426">100分の2</td> </tr> </tbody> </table>		第1号	100分の1	100分の0.5	第2号	100分の2	100分の1	第3号	100分の3	100分の2
第1号	100分の1	100分の0.5									
第2号	100分の2	100分の1									
第3号	100分の3	100分の2									

改正案			現行		
第15条 削除 (軽自動車税の税率の特例)			2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第26条(第3号に係る部分に限る。)の規定の適用については、当分の間、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。 (軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付) 第15条 町は、神奈川県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、徴収取扱費として、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を神奈川県に交付する。 (軽自動車税の種別割の税率の特例)		
第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が最初の法第444条第3項に規定する車両番号の指定(次項から第4項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税の種別割に係る第27条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア(イ)	3,900円	4,600円	第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円	第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円		10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円	第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円		5,000円	6,000円
2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が令和7年4月1日から令和10年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。			2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車に対する第27条の規定の適用については、当該軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。		
第2号ア(イ)	3,900円	1,000円	第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円	第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円		10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円	第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円		5,000円	1,300円
3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の同項に規定するガソリン軽自動車(以下この項において「ガソリン軽自動車」という。)(営			3 法附則第30条第3項の規定の適用を受ける3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソ		

改正案	現行
<p>業用の乗用のものに限る。)に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、令和8年度分の軽自動車税に限り、同条第2号ア(イ)中「3千9百円」とあるのは「2千円」と、同号ア(ウ)a中「6千9百円」とあるのは「3千5百円」とする。</p>	<p>リン軽自動車」という。) (営業用の乗用のものに限る。)に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和8年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3千9百円」とあるのは「2千円」と、同号ア(ウ)a中「6千9百円」とあるのは「3千5百円」とする。</p>
<p>4 削除</p>	<p>4 <u>法附則第30条第4項の規定の適用を受ける3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規定の適用を受けるものを除き、営業用の乗用のものに限る。)</u>に対する第27条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分の軽自動車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ)中「3千9百円」とあるのは「3千円」と、同号ア(ウ)a中「6千9百円」とあるのは「5千2百円」とする。</p>
<p>第17条 省略</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。 (軽自動車税に関する経過措置)</p> <p>2 改正後の大磯町町税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、令和8年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。</p> <p>3 この条例の施行の日前の3輪以上の軽自動車の取得に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。</p> <p>4 令和7年度以前の年度分の軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。</p>	<p>第17条 省略</p>